

埼玉県警察本部訓令第3号

交通事故処理班の運営に関する訓令を次のように定める。

昭和58年2月24日

埼玉県警察本部長

交通事故捜査班の運営に関する訓令

(概要)

本訓令は、交通事故捜査班の運営に関し、

任務

勤務制、勤務時間、勤務計画

警察署長の措置

等について定めている。

(一部改正 令和3年3月4日施行)